

## 船舶事故調査報告書

令和3年10月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和2年9月28日 12時00分ごろ～13時00分ごろ） （死亡時刻：28日 14時40分）
発生場所	不明（大分県佐伯市色宮漁港北方沖）
事故の概要	漁船晴隆丸は、うに漁（空気ポンベを用いた潜水漁）を終えて帰港準備中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 晴隆丸、3.2トン OT3-54529（漁船登録番号）、個人所有 8.10m(Lr)×2.56m×1.23m、FRP ディーゼル機関、50馬力（動力漁船登録票による）、昭和61年4月11日
乗組員等に関する情報	船長 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年9月9日 免許証交付日 平成29年7月14日 （令和4年9月10日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、水温 約24℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、うに漁（空気ポンベを用いた潜水漁）を行う目的で、色宮漁港色利地区を出港した後、令和2年9月28日12時00分ごろ同漁港北方沖の漁場でうに漁を終えて船長が錨を揚げているところを複数の僚船の船長に目撃された。 僚船Aの船長（以下「僚船船長A」という。）は、帰港したのち、12時30分ごろ海沿いの道路を車で帰宅中に道路近くの消波ブロックに近づくように見えた本船を発見し、不審に思い、車を止めて陸岸から本船を見たところ、船内に船長の姿が見えなかったため、所属す

	<p>る漁業協同組合に連絡を取った後、急いで自分の漁船に戻り、同漁業協同組合の職員1人を乗せて、本船へ向かった。</p> <p>僚船船長Aは、本船に接近した後、船長がいないことを確認し、僚船と共に付近を探したところ、13時00分ごろ本船から約200m東方沖にうつ伏せの状態で見えている船長を発見した。</p> <p>船長は、来援した他の僚船の船長により引き上げられ、色宮漁港に到着するまで救命措置が行われ、同漁港到着後、救急車で佐伯市内の病院に搬送されたものの14時40分医師により死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、機関が中立運転の状態で見えられ、船体には衝突痕などの損傷はなかった。</p> <p>船長は、発見された際、上下セパレートタイプのツーピースのウェットスーツを着用しており、上着の片腕を抜いて裏返った上着に顔が覆われたような状態であった。</p> <p>船長の眼鏡及び酸素ボンベ等は、船首甲板上に置かれていた。</p> <p>僚船船長Aは、発見時の船長の状態を見て、ウェットスーツの上着を脱ごうとした際に波による船体の動揺か何かでバランスを崩して落水したのでないかと思った。</p> <p>僚船船長によれば、船長は、本事故当日、体調が悪いようには見えなかった。</p> <p>本事故当日は、うに漁の解禁日で、08時00分ごろ僚船が一斉に出港し、同じ漁場で潜水漁を行い、帰港時間もほとんど同じ時刻であった。</p> <p>本船のブルワークの高さは、甲板から約0.3～0.4mであった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、本船が12時00分ごろ色宮漁港北方沖の漁場でうに漁を終えて錨を揚げているところを複数の僚船の船長に目撃された後、13時00分ごろ漁場の南方沖においてうつ伏せの状態で見えているところを発見されたことから、この間において、本船から落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が機関中立状態で発見されて衝突痕などの損傷はなかったこと、眼鏡、酸素ボンベ等が船首甲板に置かれていたこと及びウェットスーツの上着の片腕を抜いて脱ごうとした途中のような状態で発見されたことから、ウェットスーツを脱ごうとした際、落水した可能性が考えられる。</p>

<b>原因</b>	本事故は、本船が色宮漁港北方沖において、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ブルワークの低い小型の漁船でウェットスーツを脱ぐなどする際は、船体の動揺等が考えられるので、座って着替えるなど十分に注意して落水防止に努めること。</li></ul>

付図1 事故発生場所概略図

